

裁判を申し立てる際に必要なもの

提出するもの	提出する数	備考
訴状	被告の人数 +1部	作成した訴状をコピーして、原告名の後ろに押印してください。訂正箇所にも訂正印を押してください。 なお、提出する分のほかに、自分用の控えをとっておいてください。
証拠	被告の人数 +1部	証拠の実物ではなく、A4サイズの紙にコピーしたものを提出してください。 コピーの右上部に、朱書きで「甲1号証」「甲2号証」と順番に番号を付けてください。
商業登記簿謄本 または 代表者事項証明書	1部	原告や被告が、法人(会社など)の場合に必要。 法務局が発行しています。
不動産登記事項証明書 (不動産登記簿謄本)	1部	土地や建物に関する裁判をする場合に必要。 法務局が発行しています。
固定資産評価証明書	1部	土地や建物に関する裁判をする場合に必要。 対象不動産のある市町村役場が発行しています。
収入印紙	裁判の内容により決まるので、裁判所に問い合わせてください。 (例)200万円の支払いを求める場合、申立手数料は1万5000円	
郵便切手	被告が1名の場合は合計5000円 (内訳 500円×7枚, 100円×7枚, 84円×5枚, 20円×10枚, 10円×10枚, 5円×10枚, 2円×10枚, 1円×10枚) 被告が1名増すごとに、2198円(500円×4枚, 84円×2枚, 10円×2枚, 5円×2枚)追加。	

【書類作成の際の注意】

- ①裁判所に提出する書類は、A4サイズ of 用紙を縦置きにして、横書きで作成してください。同じ大きさであれば便せんなどで構いません。
- ②書類はファイルにつづるので、用紙の左側に3cm程度の余白をあけておいてください。

